

地域公共交通だより 第12号

発行月：令和2年9月

発行者：上野原市地域公共交通活性化協議会

令和2年10月から デマンドタクシー第8便の出発時刻が変更になります！！

これまで寄せられたご意見などを踏まえ、出来るだけ多くの方がご利用できるように、中心市街地から各地域へ戻る最終便となる第8便の出発時間が次のとおり変更になります。

停留所番号	停留所名称	第8便 出発時間
309	上野原市役所（正面入口）	変更前 15:30 → 変更後 <u>15:50</u>

※市役所の出発時刻を変更することにより、以降の停留所においてもそれぞれ現行より20分遅らせて出発します。

上野原デマンドタクシーを利用してみよう！

市では、自宅付近の停留所と中心市街地の停留所との間をタクシー車両により乗合で送迎する「上野原デマンドタクシー」を運行しています。これは、市内を5方面に区分けして平日の日中に各方面4往復しています。料金は片道最大500円で、市民、市民の親族及び市内に住居等を有する方などが利用できます。

まずは利用登録！簡単予約

上野原デマンドタクシーを利用するためには事前登録が必要ですが登録は簡単！！
登録は無料で電話でも可能です。利用する場合の予約も電話1本！！

内容を知りたい！使ってみたい！と思った方は、お気軽にお問い合わせください。

※詳細は、上野原市ホームページでも確認できます。

裏面へ続く

高齢者運転免許証自主返納支援事業のお知らせ

市では、高齢者の運転による交通事故の抑制を図るため、運転免許の自主返納後の移動手段となる市内公共交通に乗り慣れていただくための支援事業を推進しています。

【対象者】

- ・市内に住民登録がある65歳以上の方で、平成31年4月1日以降に運転免許を自主返納した方

【支援内容】

- ・バス・タクシー共通利用券 12,000円分を対象者1人につき1回限り交付

【利用可能な事業者】

- ・上野原タクシー(株)、(有)駅前タクシー、(有)四方津交通、(有)島田交通、富士急バス(株)

【申請】

- ・申請は、申請者本人が上野原市役所市民部生活環境課窓口までお越しください。

※申請期限は、運転免許を自主返納した日から1年以内となります。

【申請に必要なもの】

- ・印鑑
- ・次のAかBのどちらかの資料

A：運転経歴証明書の写し（上野原警察署で申請・交付）

B：運転免許の取消通知書の写し及び取消しを受けた運転免許証の写し

詳細は、[上野原市ホームページ](#)をご覧ください。お問い合わせください。



みんなでバス、タクシーを利用して、
地域の公共交通を維持しましょう。



公共交通機関を利用する時は必ずマスクを着用して、
感染しない、感染させないようにしましょう。

上野原市地域公共交通活性化協議会 事務局

【上野原市役所 市民部 生活環境課 生活環境担当】電話：0554 - 62 - 3114